

京 都 大 学 共 通 経 費 経 理 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第4条 共通経費予算は、<u>あらかじめ各部局配当予算中から差し引くものとし、その経理は事務本部において行う。</u></p> <p>第5条 <u>各部局負担予定額は、毎年度12月及び2月に調整するものとし、その年度の実際使用額との過不足は、各部局の勘定として翌年度において精算するものとする。</u></p> <p>2 <u>実際使用額の算定方法は、第3条の例による。</u></p> <p>第6条 } (略)</p> <p>第7条 }</p> <p>第8条 共通経費経理委員会は、次の各号に掲げる委員で組織し、<u>総長が委員長となる。</u></p> <p>(1) 財務担当理事</p> <p>(2) 共通経費を負担する部局の長</p> <p>2 共通経費経理委員会に関する事務は、<u>財務部契約課において処理する。</u></p>	<p>第4条 共通経費予算は、<u>月毎の各部局の使用実績に基づき第3条の例により算定した実際使用額を各部局共通費予算から毎月差し引くものとし、その経理は契約・資産事務センターにおいて行う。</u></p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>第6条 }</p> <p>第7条 共通経費経理委員会は、次の各号に掲げる委員で組織し、<u>財務担当理事が委員長となる。</u></p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>2 共通経費経理委員会に関する事務は、<u>契約・資産事務センターにおいて処理する。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p>